

荒木特許事務所

## ゴマメ通信

( 2 0 1 4 0 2 号 )

発行人：発明を育てる会（千葉発明研究会）きまひりやく肝入役

荒木特許事務所 弁理士 荒木 昭 生

住 所：(千葉本室)

〒 261-0004 千葉市美浜区高洲2-7-5-103

Tel/fax043-245-8721 Email:a-araki099@nifty.com



桜が咲いた(2. 26撮影)

写真は2月26日撮影した千葉高洲公園の「河津桜」である。

この桜は2月上旬～3月中旬にかけて咲く早咲きの桜で、元祖は伊豆の河津の桜と言われているが、最近では各地に早咲きの桜として観られるようになってい

この通信は、知的財産関連情報や時に感じる話題に関して、筆者のゴマメが自己の知人や友人に気の向くままに発信する一種のエッセーである。ゴマメの生存の証に「ゴマメの戯言」としてご笑覧くださいませ

昨日、3月11日は、嫌でも3年前の「東日本大震災」を思い出す。新聞やテレビで色々特集が報道されていたが、かく言うゴマメにも忘れられない思い出である。毎年3月11日が来る度に、このような緊急災害発生時に新浦安南小学校の関係者の方々の心のもった献身的支援行為にたいして感謝するとともに、公共機関としての使命感を放棄し利用者を締め出し自己保全を図った新浦安駅に対する恨みは一生消えそうにない。

#### 特許出願とSTAP細胞論文

3月15日の朝日新聞では、STAP細胞論文疑惑が大きく報道された。STAP細胞は体の普通の細胞を使用してどんな細胞にも生育能力を有する新型の万能細胞といわれ、今後の医療技術に画期的な期待を持たせてくれたものである。解説(「ニュースがわかる」)によれば、不正行為の定義は「捏造」「改ざん」「盗用」の三点だとのこと。不正が認定されると論文は撤回され著者は何らかの処分を受けるらしい。

特許出願で「捏造」、「改ざん」、「盗用」があった場合、特許の審査は提出された出願書類に記載された範囲内でのみ補正が可能であるから、出願後の捏造や改ざんの余地はない。ただし、審査官が明細書に記載されたデータに疑問を持った場合は、しかるべき機関の実験成績証明書等の提出を要求することになる。この証明には当然博士論文や有名機関誌に報告された論文も有効な証明手段となる。したがって、審査官はそのような証明が有効であるとの前提で審査を進めることになるので、出願が捏造されたか否かに関係なく技術的に正しいと判断できれば特許される。盗用についても、出願書類に不備がなく、先願や公知文献がない限り特許されるのである。

しかしながら、不正行為によって、上手く審査官の目を誤魔化して特許権を取得したとしても、実施不可能な特許には何の価値もない。後で特許を無効にすることもできる。したがって、一攫千金を夢見た出願人が社会的、経済的ダメージを受けるだけであり、発明者が直接世間の批判を浴びることはない。

しかしながら、学術論文の不正行為は単に一行政機関である特許庁と当事者間の問題に留まらない。不正行為が特許出願人にも重大なダメージを与え権威ある機関の信用を失墜させ、世間に誤った期待と失望を与え、論文の著作者個人の倫理感は元より著作者の所属する業界の社会的信頼性さえ疑われることになるのである。

なお、今回の問題となったSTAP細胞と思われる特許は既に平成25年4月24日付で国際特許出願がなされている。国際特許分類C12N5/07、A61K48/00、A61K48/00が付与されており、指定国は50ヶ国を超えている。発明者の中にはOBOKATA, Haruko;の名前も見られる。